

2026年1月5日

新設分割にかかる事後開示書面
(会社法第811条第1項第1号及び第815条第3項第2号
並びに会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

愛媛県松山市美沢1-9-1
株式会社ダイキアクシス
代表取締役 大亀 裕貴

当社(以下「分割会社」という。)は、2025年11月21日付新設分割計画書に基づき、2026年1月5日をもって、分割会社の宅配水事業『クリクラ』に関する権利義務を、新たに設立した株式会社クリクラ愛媛(以下「新設会社」という。)に承継させる新設分割(以下「本分割」という。)を行いました。
本分割に関して、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条並びに会社法第815条第3項第2号の定めるところにより、開示すべき事項は以下のとおりです。

1. 本分割が効力を生じた日(会社法施行規則第209条第1号)

2026年1月5日

2. 法定手続きの経過

(1) 新設分割の差止請求(会社法施行規則第209条第2号)

本分割は会社法第805条の規定に基づく簡易新設分割であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求(会社法施行規則第209条第3号)

本分割は会社法第805条の規定に基づく簡易新設分割であるため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権の買取請求(会社法施行規則第209条第3号)

該当事項はありません。

(4) 債権者保護手続(会社法施行規則第209条第3号)

本分割に際して、会社法第810条第1項及び第2項に基づき、2025年11月25日付の官報によって公告するとともに、同日付で電子公告も行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 本分割により新設会社が承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第209条第4号)

新設会社は、新設分割計画書の定めるところにより、分割会社から、2026年1月5日をもって、本事業に属する資産、債務、契約上の地位その他の権利義務を承継しました。新設会社が分割会社から承継した資産の額は、5,930千円(概算)であり、承継した負債の額は、4,930千円(概算)です。

4. その他新設分割に関する重要な事項(会社法施行規則第209条第5号)

該当事項はありません。

以 上